

# 混迷から新しい時代へ

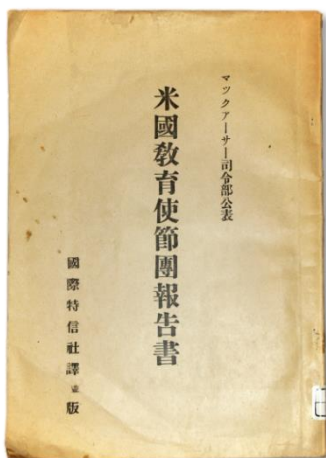
## 新しい教育へ

昭和20(1945)年8月15日に終戦を迎え、日本の国政全般は連合国最高司令官総司令部(以下、GHQ)の占領のもとに置かれることとなった。これまでの国の政策が大きな変革を迫られる中で、教育においてもまた、旧体制の清算と新しい教育理念の啓発・普及が行われた。

戦争末期には、学徒動員や勤労働員により、大部分の学生が学園を去り、教育はもはやその機能を失っていた。文部省は、終戦を迎えた翌日の8月16日には学徒動員の解除を通達、28日には9月中旬からの授業再開を指示するなど、戦時体制から平時体制への復帰を急いだ。

昭和20年9月15日、文部省は「新日本建設の教育方針」を発表し、自由の尊重や画一的教育方法の打破、個性の完成を新教育方針として示したが、GHQからは10月22日の「日本教育制度の管理」に関する指令とこれに引き続く3つの指令が出され、軍国主義的、極端な国家主義的な思想及び教育の排除を目的とする厳しい措置が取られた。この指令により、教員の適格審査や、教科目・教科書の刷新、学校における神道の禁止などが実施され、新しい教育を作り上げる地盤が整備された。また女子教育の振興が図られたのもこの時期であった。

昭和21年3月、米国教育使節団が来日し、翌月には視察を含む調査、検討の結果をまとめた「第一次米国教育使節団報告書」が発表された。この報告書では、個人の尊厳、能力や適性に応じた教育機会の付与、教育における教師の自由などを基本的理念とし、新しい学校制度として6・3・3制と6・3の義務制、男女共学を勧告している。GHQは、今後の日本の教育改革の路線を、この報告書にそったものとする意向を発表した。同年5月に文部省から発表された教師のための手引書「新教育指針」も、使節団報告書と同じ理念のもとに書かれている。



『米國教育使節團報告書』



教員の適格審査調査表綴り  
(山口経済専門学校)

同年11月3日、「日本国憲法」が公布され、教育は初めて国の基本に関する定めの一つとして取り上げられた。そして昭和22年3月、憲法に基づき、教育の基本的なあり方を示した「教育基本法」が制定される。これによって、民主的教育体制が確立されるとともに、戦後の新しい教育へとさらに改革が進められた。

## 学園への復帰

戦時中、高等教育は理工科系統の拡充、在学年限の短縮、学徒動員や勤労働員など、学校教育の中でも戦争の影響を強く受けていた。文部省は、昭和20(1945)年8月28日に復員学徒について卒業・復学の措置を定めたのを皮切りに、戦時体制下で中断を余儀なくされた学生の受け入れに関する通知を相次いで出した。

戦後、山口にも戦争で各地に散らばっていた学生たちが戻ってきた。社会情勢の激変により、経済的事情などで学窓を去るこ

とを余儀なくされた者もいた。一方、復員者に対して学年の編入が認められていたこともあり、さまざまな経歴の学生が入学した。9月頃から徐々に授業が再開されていったが、戦後の社会的・経済的混乱の中で、教科書やノートもままならない状態でのスタートとなった。

また、食糧難は深刻で、時には授業を繰り合わせ、食糧確保のために校庭などあらゆるところを開墾した。旧制山口高等学校(以下、旧山高)でも昭和21年3月頃には農園運営委員会を作り、校舎内外と旧射撃場の2町6反(東京ドーム半分くらいの土地)の農園を運営していた。また、土曜日の午後になると、自宅へ食糧を取りに帰るためにリュックを担いで山口駅へ向かう寮生の姿が多く見られた。

このような状況の中、学園生活はままならず、夏休みを延長したり「食糧休暇」を設けたりすることもあった。



山口経専の寮日誌

「若き者は夢を持たねばならぬ」と新しい時代に生きる若者を激励するような一文も見られる。



当時の開墾の様子



学校でとれた芋を食べる学生たち



## 学園の民主化

戦後、学園に復帰した学生たちは、激しいインフレや食糧難、荒廃した学園という状況の中で学園民主化闘争に立ち上がった。特にインフレによる物価の高騰により、授業料は大幅な値上げとなっていた。各学園では、民主的自治活動として組織された学生自治会の動きも次第に活発になり、昭和23(1948)年9月には、全国的組織として全日本学生自治会総連合(全学連)が結成された。

旧山高では昭和23年6月に生徒の自治会が誕生し、授業料値上げに反対する同盟休校を決行、12月には大学管理法案をめぐって教授会と衝突しストライキという事態も起こった。また、山口経済専門学校(以下、山口経専)でも、昭和21年3月の生徒大会を契機に学生自治権確立の意識が高揚し、4月には、学生自治組織の「学友会」が組織された。

新しい時代の混乱の中で、学生たちはただ状況に流されるのではなく、時代と向き合い積極的に自らの道を切り開こうとしていた。



学生たちの集会の様子(同右)

## 新学制に向けて

昭和22年3月の「教育基本法」と同時に、「学校教育法」も制定された。「学校教育法」は新教育制度の骨組みとなる教育改革を具体化したもので、従来は学校の種類毎に定められていた学校令を単一化し定めた。また、教育機関の均等化、学制の単純化、義務教育年限の延長、大学院の制度化、と内容面でも非常に画期的なものであった。特に学制の単純化では、新学制として6年制の小学校に続く中等教育を3年制の中学校と3年制の高等学校に単純化し、高等教育機関は4年制の大学に一本化した。

昭和22年4月から「学校教育法」は施行され、新製の学校は、22年の小学校及び中学校の発足からスタートし、大学は24年に発足することとなった。

これにより県内の各高等学校、専門学校でも、大学昇格へ向けての動きが活発になっていった。